

「健康状態に関する告知」にあたって ご注意ください

正しく告知していただくことは大変重要です。

- 告知していただいた内容にしたがって、お引受の可否や、補償の条件（一部の疾病群を補償の対象外とする条件の要否）が決まります。
- 告知書は事実を「ありのままに」「正確に」「もれなく」ご記入（告知）ください。

1. 告知の重要性

- 告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- 損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。

2. 正しく告知されなかった場合のデメリット

- ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年以内に過去の小病歴、現在の健康状態等について、損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
また、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約を解除することがあります。
- ご契約が解除になった場合、「保険金の支払い事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払します。

3. 告知していただいたご契約のお引受け

- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①または②のいずれかの取扱いとなります。
- ①ご加入いただけます。
- ②今回はご加入いただけません。

4. 始期前の発病や事故による無責の取扱い

ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病または発生した事故による傷害を原因とする保険金の支払事由については、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病または発生した事故による傷害であっても、保険金の種類により、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合は、その保険金の支払事由についてはお支払いの対象となる場合があります。

(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合、その特約については追加した日を指します。

(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。